

議案第107号

大津市公営企業資金運用基金条例 の制定について

令和8年9月16日（水）
企業局 経営経理課

1 経緯	・ ・ ・ ・ ・ P 3
2 有効活用策のスキーム	・ ・ ・ ・ ・ P 4
3 ガス事業会計の現状・課題・解決策	・ ・ ・ ・ ・ P 5
4 3事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分	・ ・ ・ ・ ・ P 6
5 ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付	・ ・ ・ ・ ・ P 8
6 これまでの報告で得られた意見等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0
7 制定する条例の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 1 3
8 スケジュール	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4

1 経緯

ガス事業会計の保有資金が多額になっていることから、有効活用策について検討してきた。

- ・令和6年度 調査研究
- ・令和7年度 公認会計士や弁護士など外部の専門的知見を取り入れ、具体的な取組の案を作成
1 1月通常会議施設常任委員会にて報告（1回目）

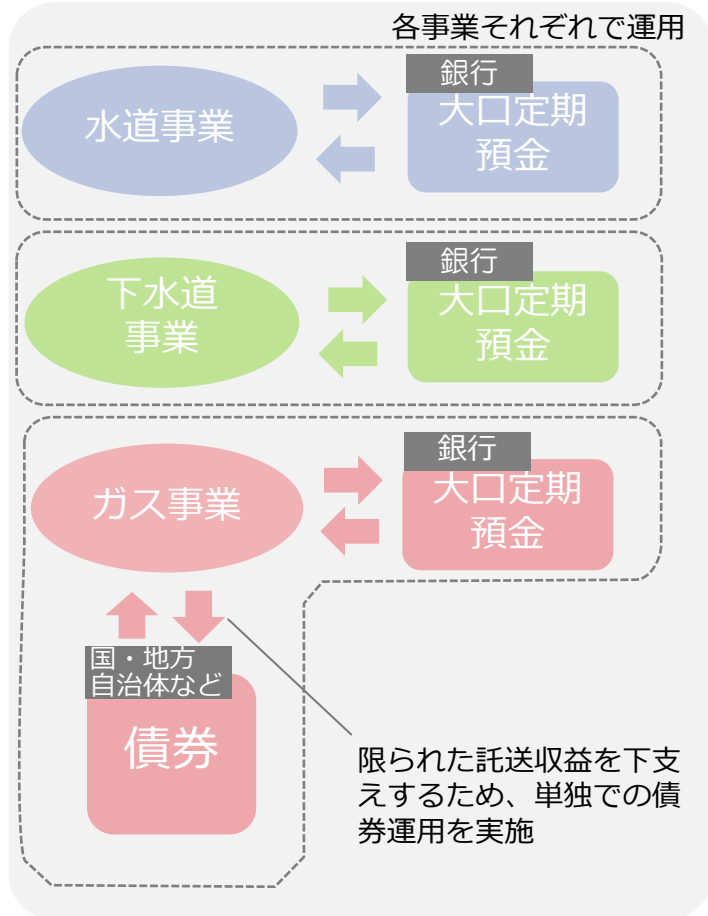
これらのことを踏まえ、「基金の設置と同基金の運用益の戦略的・効果的な配分」と「ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付」の実施に向けた検討を進めていくこととした。

- ・令和8年度 6月通常会議施設常任委員会にて前回報告した施設常任委員会での意見・質問を踏まえ、改めて詳細について説明（2回目）

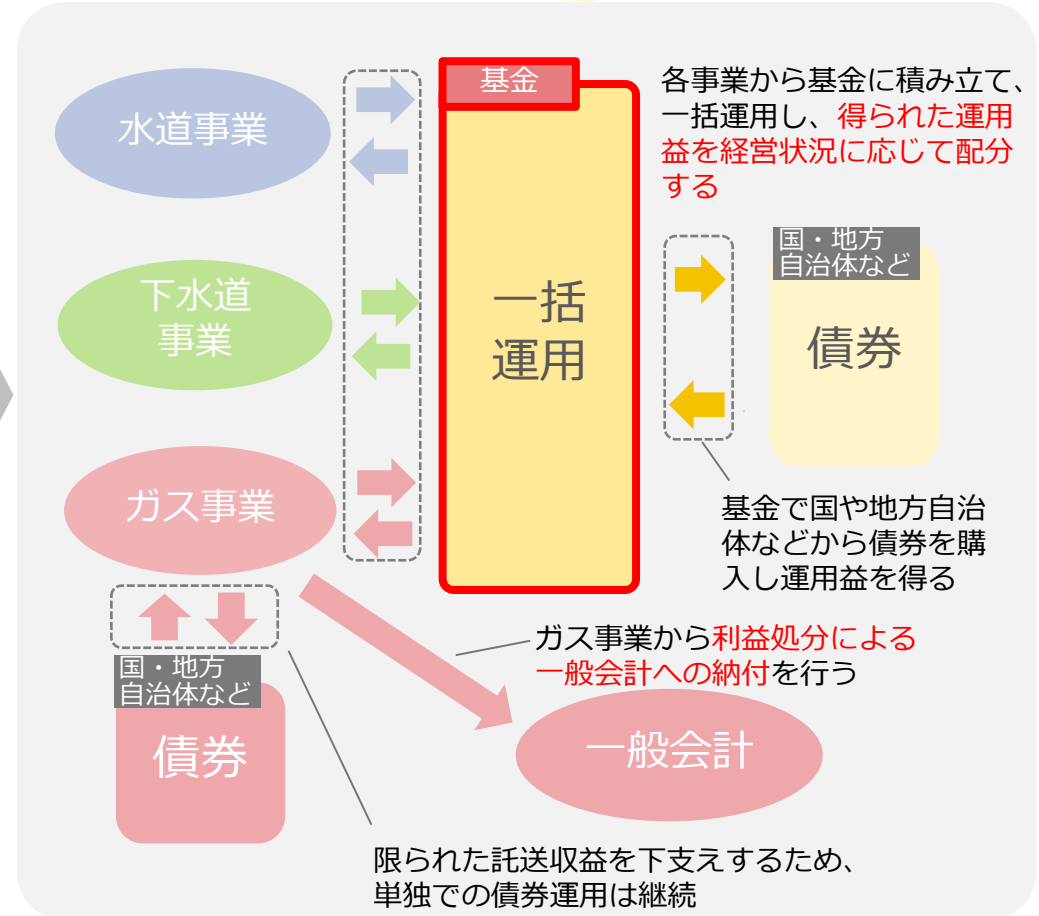
上記、有効活用策を実施するため、9月通常会議に基金設置条例案及び予算議案を提出

2 有効活用策のスキーム

■現状のスキーム



■有効活用策のスキーム



3 ガス事業会計の現状・課題・解決策

■現状

- ・ガス事業中長期経営計画における現預金残高の経営目標は50億円だが、令和7年度末で117億円を保有しており、目標を大きく上回っている。
- ・投資額に関わらず、処分可能利益を全て建設改良積立金に利益処分している。

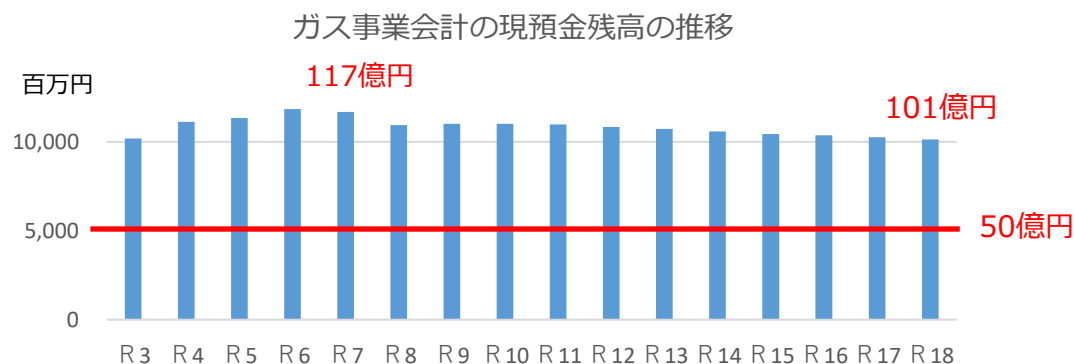
■課題と解決策

(1)保有資金のより有効な活用策の検討が必要

➡ 3 事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分

(2)より有効な利益処分の手法の検討が必要

➡ ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付



4 3事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分

(1)概要

公営企業会計3事業（水道・下水道・ガス）の資金を一括運用するための基金を条例により設置する。
当基金においてガス事業が保有する資金を主体として、3事業の資金を一括運用し得られた運用益の内、大口定期預金による運用益相当分(以下、通常の運用益という)については、積立割合に応じて配分した上で、通常の運用益を上回る部分を一定のルールに基づき、各事業の経営状況に応じて配分することで3事業全ての収益向上を図る。

(2)運用額

現時点の長期収支見通しから、水道事業 5 億円・下水道事業 2 5 億円・ガス事業 5 0 億円の合計 8 0 億円を基金に積み立てる。

➡本条例議案と併せて、上記の基金への積立金について補正予算議案を提出

(3)運用方法

「安全性」及び「流動性」を確保した上で、最も効率的な手法である債券による運用を実施。
なお、具体的な運用方法については、ガス事業が現在単独で行っている手法であるラダー型運用を採用。

4 3事業会計による基金の設置と運用益の戦略的・効果的な配分

(4) 運用益の配分ルール

通常の利用益を上回る額の配分について、経営状況に応じた運用益の配分を実現するため、**経営指標(料金(経費)回収率)**を用いた配分ルールを策定。

配分の流れは以下のとおり。

【STEP①】

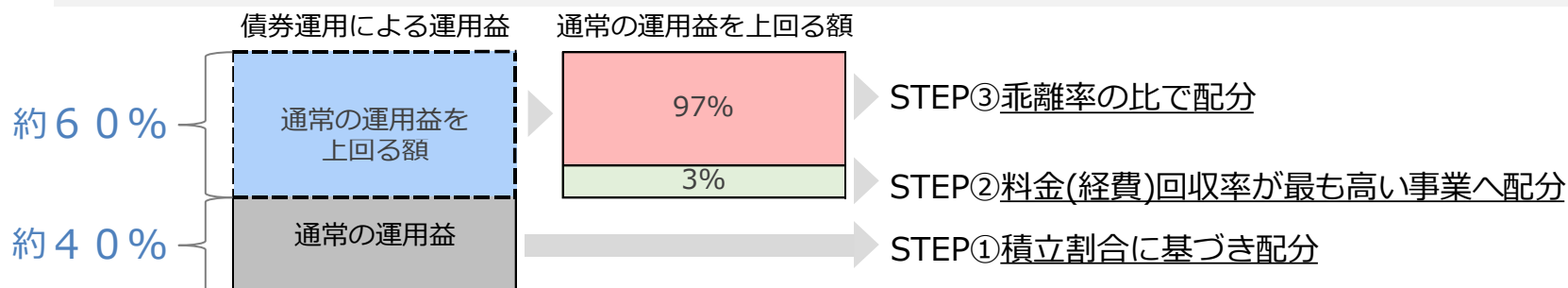
基金による運用益の内、**通常の利用益**について積立割合に応じて配分

【STEP②】

通常の利用益を上回る額の**3%**を**料金(経費)回収率**が最も高い事業に配分

【STEP③】

残額を最も高い**料金(経費)回収率**を基準値とし、事業ごとに求めた基準値からの乖離率の比で配分



(5) この取組による効果

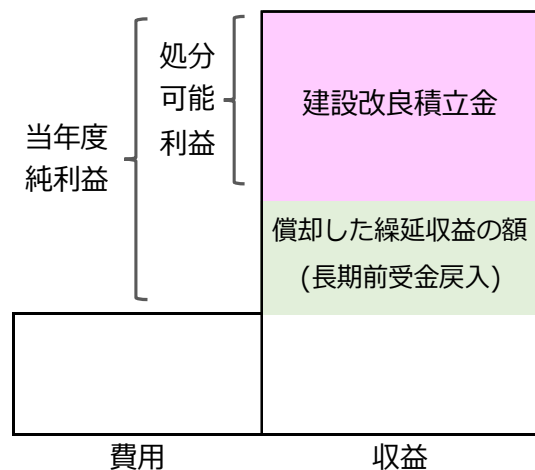
今回策定したスキームで上記ルールに基づき、運用益を配分した場合、計画期間であるR9-R18の合計で水道事業**10.3億円(+9.7億円)**、下水道事業**3.5億円(+0.5億円)**、ガス事業**11.0億円(+5.0億円)**の収益を見込む。※()内の金額は、大口定期預金のみで運用した場合との比較

5 ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付

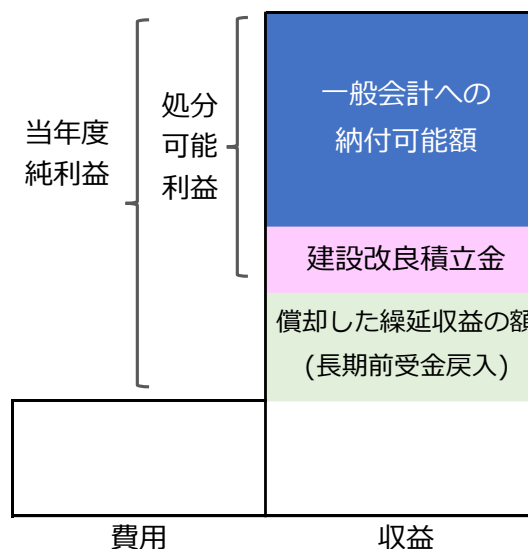
(1)概要

処分可能利益は10分の1(条例に基づく下限)を建設改良積立金に積み立て、残りを一般会計へ納付する。

■現状のイメージ



■有効活用策(案)のイメージ



一般会計へ納付

5 ガス事業会計の利益処分による一般会計への納付

(2) 一般会計への納付額

一般会計への納付額の合計はR 9 – R 1 8の10年間で約8.7億円となる見込み。

■ 基金運用後

各年度の納付可能額(赤枠内)				→運用益の計上開始										単位：百万円	
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	
当年度純利益		237	233	64	179	111	188	133	150	121	139	83	72	53	
長期前受金戻入		33	45	37	30	29	29	30	29	29	26	23	21	20	
処分可能利益	A	204	188	27	149	82	159	103	121	92	113	60	51	33	
建設改良積立金への積立額	B=A/10	20	19	3	15	8	16	10	12	9	11	6	5	3	
一般会計への納付可能額	C=A-B	184	169	24	134	74	143	93	109	83	102	54	46	30	

(参考) 基金運用せず、一般会計へ納付しようとした場合

各年度の納付可能額(赤枠内)				→運用益の計上開始										単位：百万円	
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	
当年度純利益		237	233	64	123	56	126	80	97	71	88	46	32	8	
長期前受金戻入		33	45	37	30	29	29	30	29	29	26	23	21	20	
処分可能利益	A	204	188	27	93	27	97	50	68	42	62	23	11	0	
建設改良積立金への積立額	B=A/10	20	19	3	9	3	10	5	7	4	6	2	1	0	
(仮)一般会計への納付可能額	C=A-B	184	169	24	84	24	87	45	61	38	56	21	10	0	

本取組により受取利息が増加することで、一般会計への継続的な利益処分が可能となる。

6 これまでの報告で得られた意見等

Q1. 国債・地方債だけでなく外債や株式等も組み合わせる運用は可能か。

➡ 外債や株式による運用は、法令などルール上明確に許容されていない。

【運用が認められるもの】

✓法令などのルール上明確に許容されている

- ・ 普通、定期預金
- ・ 債券(国債、地方債、政府保証債など)

【運用が認められないもの】

✓元本が保証されず、元本割れを起こすリスクがある

- ・ 外債(国外債券) ➡ 為替変動リスク
- ・ 株式 ➡ 株価変動、倒産リスク

Q2. 経営計画の期間内(R18まで)に積立額を見直す可能性はあるか。

➡ 経営計画の期間内であっても、積立額の見直しを行う。

Q3. 南海トラフ巨大地震等の大規模災害により水道・下水道・ガスのインフラが被害を受けた場合、基金の積立て・取崩しの取扱いをどのように考えているか。

➡ 大規模災害等の不測の事態が発生した場合には、当該基金を取り崩すなど柔軟に対応していく。

6 これまでの報告で得られた意見等

Q4. 最も料金(経費)回収率が高い事業への配分割合を3%とした理由は何か。

➡以下のシミュレーション結果などを総合的に勘案し、最も料金(経費)回収率が高い事業への配分割合を3%にした。

【通常の運用益を上回る額の配分シミュレーション】

	3%の場合(R9-R18)			10%の場合(R9-R18)			20%の場合(R9-R18)		
	配分割合(平均)	配分額(平均)	配分額(合計)	配分割合(平均)	配分額(平均)	配分額(合計)	配分割合(平均)	配分額(平均)	配分額(合計)
水道	63.7%	98	980	59.1%	91	910	52.5%	81	810
下水道	3.0%	5	50	10.0%	15	150	20.0%	31	310
ガス	33.3%	51	510	30.9%	47	470	27.5%	42	420

経営状況に応じて配分する、「通常の運用益を上回る額」の配分について、最も料金(経費)回収率が高い事業への配分割合を3~20%でシミュレーションした結果、上記の通りとなった。

最も料金回収率が高い事業への配分割合が20%を上回ると、2番目に料金(経費)回収率が高い事業との差がない状態となる。

10%の場合は、すべての事業がメリットを享受できると言えるが、その効果は3%の場合よりも小さい。

また、3%を下回ると年間5百万円未満の配分となるため、今後、積立額を減額した場合なども考慮すると、配分額が僅かとなる可能性があることから、すべての事業がメリットを享受できるとは言えないと考えた。

➡よって本取組の効果を最大化でき、目的を達成できる割合として配分割合を3%にした。

6 これまでの報告で得られた意見等

Q5. 資金に余裕があるのであれば、まずはガス料金を値下げするべきではないか

➡ 料金制度及び事業形態上、保有資金によるガス料金の値下げは、認められていない。

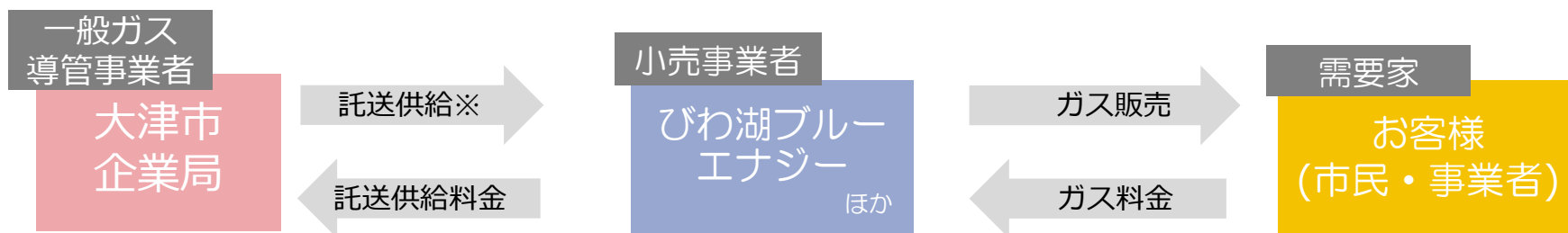
【料金制度】

料金制度は、**将来の事業運営に必要な費用から算定する仕組み(総括原価方式)**となっている。

つまり、料金は「**将来想定される費用**」に基づいて決定するものであり、「**現在保有している資金**」は考慮されない。

【事業形態】

本市は、**一般ガス導管事業者の立場**であり、**お客様から個別に料金を徴収する立場ではない**。
また、保有資金をガス料金の値下げ原資として小売事業者に譲渡することも法律上できない。



※託送供給とは小売事業を実施する事業者が、導管事業を実施する事業者のガス導管を利用して、ガスを供給することで、この際に導管事業者に対して支払うガス導管の使用料金を託送供給料金という。

7 制定する条例の概要

(1) 条例の名称

大津市公営企業資金運用基金条例

(2) 条例の趣旨

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、水道事業、下水道事業及びガス事業の健全な運営に資するために、各事業の資金を一括運用するための基金を設置する条例を制定する

(3) 条例の内容

本基金の設置、管理及び処分等について、必要な事項を定めるもの

(4) 条例の構成

第1条	設置
第2条	積立て
第3条	管理
第4条	運用益金の処理
第5条	処分
第6条	委任

(5) 施行日

公布の日から

8 スケジュール

令和8年度						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

施設常任
委員会
報告
6/24

(2回目)



基金設置
条例案
及び
補正予算案
提出



議決
(予定)

運用開始
(予定)

